

令和元年6月5日

山武市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

山武市農業委員会  
会長 鈴木 俊幸

「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、山武市農業委員会に係る標記の指針を下記のとおり定める。

なお、この指針は、3年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）の改選期に3年後の目標に即して検証・見直しを行う。また、単年度の活動については、毎年度作成する「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (平成31年3月)	5,770ha	2.3ha	0.04%
目 標 (令和4年3月)	5,750ha	1ha	0.02%

【目標設定の考え方】

遊休農地面積「ゼロ」を将来の達成目標値に見据えた計画とし、農業委員及び推進委員の任期3年間を目途として現状（平成31年3月末）遊休農地面積を3年後（令和4年3月末）には、遊休農地面積1haに目標設定する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消への具体的な推進方法

① 農地利用状況調査と意向調査の実施について

農業委員と推進委員による農地の利用状況調査（以下「農地パトロール」）と農地の利用意向調査の実施について協議、検討し、調査の徹底を図る。

なお、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成31年3月29日付け30農振第4000号）に基づき実施する。

また、従来からの日常的に農地パトロールの中で行っていた、違反転用の防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず適宜実施する。

農地の利用意向調査は、農業委員と推進委員の地区担当制で相談活動を基本に利用意向の確認を行う。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、所有者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

農地パトロールの中で、山林、原野化した農地復元不可能な農地については、現況に応じて「非農地判断」を行う。

2. 担い手への農地の利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状 (平成31年3月)	5,770ha	1,623ha	28.1%
目 標 (令和4年3月)	5,750ha	2,415ha	42.0%

【目標設定の考え方】

「千葉県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」に即し、農業委員及び推進委員の任期3年間を目途として、現状（平成31年3月末）農地利用集積面積を3年後には、農地利用集積面積2,415ha、集積率42.0%に目標を設定する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員及び推進委員は、人と農地の問題解決のため、地域における農業者等による協議の場において、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置づけ、それぞれの農業者の意向と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに積極的に関与する。

②農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する農業者等の農地、不作為地の農地について、農地中間管理機構を活用し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

農地の利用調整については、地域における農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整と利用権の再設定を推進する。

さらに、農地利用の状況を調査し、新規利用権の設定に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
目 標 (令和4年3月)	12 経営体

【目標設定の考え方】

直近3年間（平成28～30年度）の新規参入者数の平均は、年4経営体であった。農業委員及び推進委員の任期3年間を目途として、3年後までに12経営体の新規参入を図る。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

農業委員及び推進委員が有する地域のネットワークを基に、新規就農希望者、法人の情報等を取集し相談対応や農地の確保に努める。

また、新規就農をしやすい環境を整え、フォローアップ体制の整備を行う。

(別紙様式1)

### 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 千葉県  
農業委員会名： 山武市農業委員会

#### I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

##### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	2,328
自給的農家数	582
販売農家数	1,746
主業農家数	630
準主業農家数	295
副業的農家数	821

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2,881
女性	1,275
40代以下	167

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	342
基本構想水準到達者	38
認定新規就農者	29
農業参入法人	27
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	3,040	2,730				5,770
経営耕地面積	2,248	1,388	1,347	27	14	3,636
遊休農地面積	0.4	1.9				2.3
農地台帳面積	3,176	3,091	2,720	323	48	6,267

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 令和 4年 3月 3 1日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	17	17
認定農業者	—	13
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	4
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	20	20	20

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	5,770ha	1,623ha	28.13%
課 題	条件の良い農地が遊休農地化する前に担い手に利用権設定をできるかどうか が課題。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	1,887ha	(うち新規集積面積	60ha)
	目標設定の考え方:農業者の高齢化が進む中で、地域の担い手として活躍する農業者が新規設定可能な面積とした。			
活動計画	農業者等の意向を把握し、地域での話し合いの場(人・農地プラン活動)へ積極的に参画する。 中間管理機構と連携を図り農地を利用権設定に結びつける。 農業委員会にあっせん希望した農地を利用権設定に結びつける。			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	5 経営体	4 経営体	3 経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	1.7ha	3.7ha	2.7ha
課 題	農地の確保、技術の習得期間の長さ、農業所得を得るまで長期間必要であること等、いかに解決していくかが課題となる。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和元年度の目標及び活動計画

参入目標数	4経営体	参入目標面積	4ha
活動計画	通年 農地利用最適化推進委員と農業委員が連携し、新規就農者、新規参入者への相談対応や農地の確保に努める。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

#### IV 遊休農地に関する措置

##### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	5,770ha	2.3ha	0.04%
課 題	荒廃する前の利用調整が課題。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 2.3ha		
	目標設定の考え方:調査を実施し、耕作放棄地面積を解消していく。		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	37人	8月～11月	12月～1月
	調査方法	8月～11月 農業委員、農地利用最適化推進委員の利用状況調査の実施 12月～1月 調査結果の取りまとめ。所有者の調査。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	1月～2月	2月～3月	
その他	農地利用最適化推進委員によるパトロールを実施し、農地の活用相談、農地所有者等への働きかけを行う。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

#### V 違反転用への適正な対応

##### 1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	5,770ha	3ha
課 題	新たな違反転用を発生させないため、継続した監視活動等が必要。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

##### 2 平成30年度の活動計画

活動計画	7月 県と合同による現地調査。 通年 農地利用最適化推進委員が主になりパトロールを実施。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入